

千葉市政担当記者 様

平成29年6月26日

【国家戦略特区に関すること】

総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課 電話 245-5375 内線 3239

【条例に関すること】

保健福祉局健康部生活衛生課 電話 245-5212 内線 6080

【観光振興に関すること】

経済農政局経済部観光プロモーション課 電話 245-5619 内線 3017

「(仮称) 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 (案)」 の概要に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、本市が指定を受ける国家戦略特区における特定事業メニューの一つである「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 (特区民泊)」を活用し、自然豊かな市内陸部の観光資源を有効に活用し、地域経済の活性化などを図るため、「(仮称) 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 (案)」の概要を作成しました。

つきましては、条例案の概要についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 経緯・目的

国は、平成25年12月13日、国家戦略特別区域法を制定し、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点形成を促進することとしました。

本市では、平成28年1月29日に国家戦略特区の指定を受け、法による規制改革事項等を活用した各種事業を展開しています。このメニューの一つに「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 (特区民泊)」があります。

「特区民泊」は、賃貸借契約に基づき施設を一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務の提供等を行う事業ですが、市の指定する区域内において認定を受けた認定事業者は、特区民泊を実施することができます。

本市の自然豊かな内陸部の活性化を図るため、「緑」「里」「農」をキーワードとして、農業体験や観光資源を有効に活用し、「ちば」共創都市圏としての広域的な連携を組み込みながら戦略的にプロモーションを行う取り組みの一つのツールとして、若葉区及び緑区の一部の区域において「特区民泊」を導入します。この特区民泊が適正に実施されるよう、条例を制定するものです。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

平成29年7月3日 (月) ~ 8月4日 (金)

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 生活衛生課 (中央コミュニティセンター1階)、市政情報室 (中央コミュニティセンター2階)、各区地域振興課、市図書館 (分館含む) での閲覧

(3) 市民への周知

ア 市ホームページ 平成29年7月3日公開

イ 市政だより 7月1日号掲載

3 意見の提出

(1) 募集期間

平成29年7月3日 (月) ~ 8月4日 (金) (※必着)

(2) 提出方法

「(仮称) 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 (案)」の概要に対する意見と書き、住所、氏名又は団体・代表者氏名 (ふりがな)、電話番号、メールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。(※口頭、電話での意見は受けません)

ア 郵送 〒260-8722 中央区千葉港2番1号 千葉市役所 生活衛生課

イ FAX 043-245-5556

ウ 電子メール seikatueisei.HWH@city.chiba.lg.jp

エ 持参 生活衛生課 (中央コミュニティセンター1階)、各区地域振興課

4 意見の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を、平成29年8月中に市ホームページで公表する予定です。(※住所、氏名などの個人情報は公表しません。)

5 今後のスケジュール

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、平成29年第3回定例会に条例案を提出する予定です。

6 添付資料

(仮称) 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 (案) の概要について